

通所介護事業所等における宿泊サービスの基準及び 届出・公表制度について

介護保険課

1 概要

通所介護事業所等の中で、当該事業所の設備の一部を使用して利用者に宿泊サービスを提供する事業所が増加しているが、宿泊サービスの基準や届出の制度がなく、実態把握や指導が困難となっている。

このため、本年2月東京都は国に対し、基準の制定や届出の義務化に向けた法整備について緊急提案したが、法の整備が行われるまでの間、利用者の尊厳保持及び安全確保を図るため都独自の基準を制定した。

また、同時に届出・公表制度を設け、届出内容を公表することにより、都民の選択によるサービスの質の確保を図ることとしたものである。

2 対象となる事業所

1カ月に5日以上宿泊サービスを提供する事業所

3 基準の主な内容

(1) 宿泊日数に関しては、ショートステイの基準を準用

- ① 連続して利用できる日数の上限は、原則30日とすること
- ② 4日以上連続して宿泊する場合は、宿泊計画を策定すること

(2) 人員配置、設備、運営に関しては、主に小規模多機能型居宅介護(※)の基準を準用

- ① 人員配置は、介護又は看護職員を常時1人以上確保すること
- ② 宿泊室の定員は、原則として1室あたり1人とし、床面積は、7.43㎡以上とすること
- ③ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、1人あたり7.43㎡以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする
- ④ 利用定員は、当該通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下とすること。
ただし、宿泊室の床面積の基準を満たす範囲とすること
- ⑤ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること
- ⑥ 事故が発生した場合は、当該通所介護事業所等の事故発生時の取扱いに準じて必要な措置を講じること

4 実施時期

(1) 施行日

平成23年5月1日

(2) 公表開始日

平成23年7月1日

5 区内の状況

区内で宿泊サービスを実施している通所介護事業所は8か所あり、全てが届出の対象となる。都独自の基準に照らして8事業所の状況を見た場合、人員配置は全ての事業所が満たしているものの、プライバシーの確保など今後指導の対象となる事項もある。

6 区の間わり

- (1) 都から依頼があった場合の同行指導(介護保険サービス部分に問題がある場合には区からも指導を実施する。)
- (2) 宿泊サービスを実施している事業所に関する情報を入手した場合の都への情報提供

【参考】

※ 小規模多機能型居宅介護

中重度の要介護状態となっても在宅生活を継続することを支えるため、「通い」(デイサービス)を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」(訪問介護)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせて提供する地域密着型サービス